

県内処理の基本方針の制定に関するこれまでの経緯等について

1. 県内処理の基本方針策定に関する経緯

(1) 放射性物質汚染対処特措法公布前

- 環境省が、平成23年6月9日、放射性物質汚染廃棄物や汚染土壌について、福島県内での最終処分場建設を打診したが、福島県知事は拒否。福島県に集約して処分することは困難と判断。
- 政府は、平成23年8月27日、福島県知事に対して、県内で生じた汚染物質を受け入れる中間貯蔵施設の県内整備を提案。

(2) 放射性物質汚染対処特措法公布後

- 特措法に基づく基本方針の策定にあたって、それまでの状況を踏まえ、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が保管されている都道府県内において処理するものとし、福島県内で保管されている指定廃棄物は福島県内で処理することについて提案・調整を行い、基本方針（平成23年11月11日閣議決定）において、県内処理方針を明記。
- なお、特措法において、地方公共団体は国の施策への協力を通じ、地域の自然的・社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとするとの責務を有していることを踏まえ、基本方針では処分場等の用地の確保については、国、地方公共団体等が連携・協力して行うこととなっている。

2. 各県処理の基本方針を維持することについて

- 宮城県、栃木県、茨城県、千葉県、群馬県では、指定廃棄物の保管がひつ迫しており、早急な処理が必要。

- 福島県においては、帰還に関する住民の意向について、地域によって差異はあるものの、現在避難されている多くの方が帰還を望んでいる。
- 福島県や地元市町村に、これ以上の負担をさらに強いることは到底理解が得られない。
- 福島県内の放射性物質汚染廃棄物や汚染土壌を受け入れる中間貯蔵施設や処分施設の調査等のための地元との協議が緒についたばかりであり、福島県内の処理体制は確立されていない状況にある。
- 指定廃棄物処理促進市町村長会議における一部市町村長の意見を踏まえ、改めて福島県の意向を確認したが、「指定廃棄物について、特措法及び基本方針に基づき、当該指定廃棄物が排出されている各県内で国が処理を行うこととされており、国において、各県で排出された指定廃棄物について、特措法及び基本方針に基づき、その責任において確実に処理すべき」との見解であり、県外からの指定廃棄物の福島県への搬入について福島県が拒否している。
- 今後、さらに福島県への集約処理を求めていくことは、福島県や地元市町村との信頼関係を崩壊させ、福島県における廃棄物処理や除染の推進に重大な支障を及ぼすことに加え、福島県の復興にも大きな影響を与えることとなる。
- また、福島県での集約処理を求めていっても、その処理の見通しは立たない。
- 各県で保管されている指定廃棄物を速やかに処分するためには、特措法に基づく基本方針の見直しはせず、各県ごとに処分を進めることが現実的。

平成 25 年 6 月 17 日

指定廃棄物の県内処理について

環 境 省

指定廃棄物（放射性物質に汚染された 8,000Bq/kg 超の廃棄物）の処理につきましては、貴県のみならずその他の都県、とりわけ宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県の 5 県においても、指定廃棄物の一時保管が逼迫しており、早急な処理が必要となっています。

環境省としては、各県で保管されている指定廃棄物を早急に処理するため、国が責任を持って、放射性物質汚染対処特措法の基本方針（平成 23 年 11 月 11 日閣議決定）に基づいて、当該県内において最終処分場を確保して処分することとしております。

このため、これらの 5 県の指定廃棄物の処分を進めるため、市町村長会議を設置し、各県内での最終処分場の選定に向けた議論を行っているところです。一方、これまでに開催した市町村長会議では、一部の市町村から、「指定廃棄物の発生源は東京電力福島第一原子力発電所である、東京電力福島第一原子力発電所の近傍は汚染度が高く、早期の帰還が困難である」等を理由に、「福島県に集約して処分すべきであり、国はその方向で福島県とさらに協議すべき」との意見も出ているところです。

5 県における最終処分場の選定に向けた議論を進めるためには、市町村長会議での様々な意見に対し、丁寧に対応する必要があります。このため、福島県外の指定廃棄物を福島県に集約して処分すべきとの意見について、貴県の見解を改めて確認させていただきます。

平成25年6月19日

福 島 県

指定廃棄物の県内処理について

平成25年6月17日付けで照会のあったことについては、下記のとおりです。

記

東京電力福島第一原子力発電所の事故により生じた指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法及び基本方針に基づき、当該指定廃棄物が排出された各県内で国が処理を行うこととされている。

福島県においては、県内で発生する指定廃棄物のみならず、放射性物質に汚染された廃棄物の処理についても見通しが立たない極めて厳しい状況にある。

国においては、各県で排出された指定廃棄物について、特措法及び基本方針に基づき、その責任において確実に処理すべきである。